1　はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。急速やかな情報技術の発展により、インターネットやスマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を書き込む問題が生じ、いじめはますます複雑化を見せています。

八街東小学校では、いじめ根絶に向けた取組として、定期のアンケート調査や，アンケート調査をもとにした教育相談週間を実施しています。すべての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるよう、これらの調査を基に、面接や具体的な指導、さらには家庭への連絡などを丁寧に行い、いじめの未然防止と早期発見・早期解決を図ることに努めてきました。

しかし、現状を見ると、周囲の大人には見えにくいいじめを受け、日々苦しい思いをしている子どもたちの存在が懸念されます。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめから子どもたちを救うために、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも起こり得るものである」との認識をもつことが大切です。また、いじめ問題に対し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

そこで、いじめ防止対策推進法を受け、今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織として問題に取り組むため、「八街東小学校いじめ防止基本方針」を作成しました。管理職はもとより、学級担任をはじめ全教職員が熟読し、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活をが送れるよう、いじめが行われなくなることを旨としてなければなりません。

八街東小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校・保護者・地域が一体となって、連携を取りあい、「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

いじめの禁止　「児童生徒等は、いじめを行ってはならない。」

＊いじめは人間として、絶対に許されないという強い認識を持たせる。

＊加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという姿勢をしっかり示していく。

☆いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知され　た場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質があ　りますが、以下の①～⑥は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本認識です。

① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、絶対に許されないという認識を学校全体でもつ。
③ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
④ いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
⑤ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
⑥ すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになる。
　＊生徒指導リーフ「いじめ理解」から　たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害者側の行為をエスカレートさせたり、被害者側に教職員に相談することをためらわせたりしかねない。

3　いじめの態様

いじめ調査におけるいじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応を取ることが必要です。

「　区　分　」　　「抵触する可能性のある刑罰法規」

① 言葉での脅し、冷やかしやからかい・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団による無視・・・刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
③ 暴力を振るう・・・・・・・・・・・・・・暴行、傷害
④ 金品をたかられる・・・・・・・・・・・・恐喝
⑤ お節介、親切の押しつけ・・・・・・・・強要
⑥ ブログ、プロフ、ＨＰ掲示板による誹謗中傷・・・名誉毀損、侮辱
⑦ その他
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・・・窃盗、器物損壊

けんかやふざけ合いであっても，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害生に着目し，心身の苦痛を感じていれば，いじめの定義にあてはまり，いじめと認知　されることになります。

4　学校いじめ対策の組織

・名称の位置付け　【八街東小学校いじめ対策委員会】
・組織図の作成
・構成員の確認
（いじめ対策主任を位置付け、複数の教職員、心理、福祉等の専門家）
・定例会議の開催（原則として学期に1 回程度の開催）
・緊急時の対応会議の開催

組織名　【八街東小学校いじめ対策委員会】

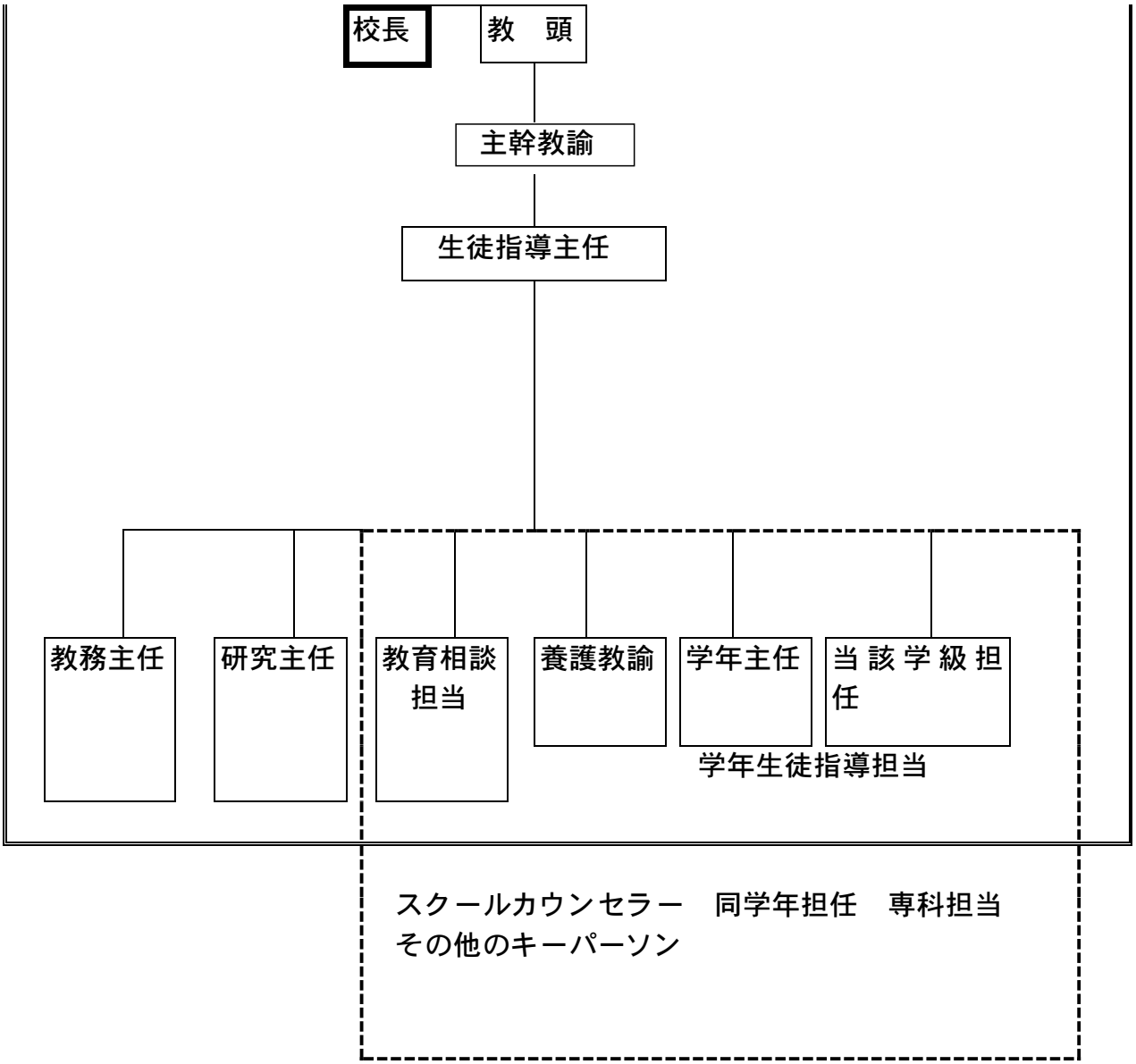

○　相談窓口

・八街東小学校　０４３－４４３－０１１４

担当者・・・　教頭　主幹教諭　教務主任　生徒指導主任
教育相談担当　養護教諭

・その他　八街市教育相談ダイヤル　０４３－３１０－５０１７
子どもと親のサポートセンタ　０１２０－４１５－４４６
２４時間子供SOSダイヤル　０１２０－０－７８３１０
千葉県警察少年センター　０１２０－７８３－４９７
子どもの人権１１０番　０１２０－００７－１１０

①いじめ対策委員会議

・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

○メンバー

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、研究主任、生徒指導主任

学年主任、教育相談担当、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家

・学期に1 回程度開催

・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。

・具体的な年間計画等の作成、見直し。

②生徒指導部会議

・ いじめ相談窓口としての役割。

◯メンバー

生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭

・1 ヶ月に1 回程度開催する。

・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。

・いじめの相談、通報窓口

③いじめに関わる情報があった時の緊急会議

・いじめの緊急対応方針、具体的役割、協議の役割

◯メンバー

校長（教頭）、生徒指導主任、学年主任、該当学年又は学級の担任、養護教諭
スクールカウンセラー

・緊急の対応方針や具体的な役割等の決定。

・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。

・いじめ相談窓口としての役割。

5　いじめの未然防止

（1 ）未然防止の考え方

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムを実施しないと始まらない、などと考える必要はありません。

居場所づくりと絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童生徒が様々なストレッサー（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減ります。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らがつくりだしていくことができます。それが、未然防止の第一歩です。

（2 ）居場所づくり

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指しています。すなわち、教職員が児童生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、児童生徒はそれを享受する存在と言えます。

教職員の働きかけ

・課題を抱えている児童生徒に寄り添う
・人間関係に悩む児童生徒の相談にのる
・間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする
・対人関係のトラブルが起きないよう、トレーニングを行う

このような働きかけによって、児童生徒相互の間に「安心感」や「親密感」が期待できます。

（3 ）絆づくり

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。「絆づくり」を進めるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」、いわば黒子の役割と言えます。すなわち、日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる場面を実現することが「絆づくり」といえます。

メ　モ
児童生徒が主体となる「絆づくり」と、教職員主導で行う「居場所づくり」の違いは、「つくる」の「主語」が、児童生徒なのか、教職員なのか、にある。教職員主導で進める「絆づくり」は、単なる「やらせ」でしかない。

児童生徒の主体的な参加による活動

・1 年生を迎える会の企画・運営
・給食の準備や片付けの手伝い
・朝のボランティア清掃
・清掃活動における手順の指導
・スポーツフェスティバルにおける企画・運営
・6 年生を送る会における企画・運営
・幼小・小小・小中交流活動における運営
・陸上競技部、合唱部壮行会における企画・運営

このような児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を取り組むことで、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒が感じとれる”絆づくり”が期待できます。

（4 ）いじめ防止のための授業改善

すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

授業づくりにおいて、どの児童生徒にとっても**安心して学べる学級づくり、分かりやすい授業づくりを行う際の、3 つのポイント**として

①児童生徒に「自己決定の場」の場や機会をより多く用意し、児童生徒が自己実現の喜びを味わうことができるようにすること

②児童生徒に「自己存在感」を与えること

③教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の「共感的人間関係」を育成することです。

いじめ防止のための「分かる授業」のほかに、**授業中の規律問題など**も、互いの授業を見せ合うことによって改善・解決することができます。

例えば、

①チャイムが鳴ったら着席するという習慣

②授業中の正しい姿勢の徹底

③発表の仕方や聞き方指導

授業に関連して**教師が注意すべき点**には、

①教師の不適切な認識や言動

②差別的な態度や言動は、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする例も見られるので、注意が必要です。

★　きちんと授業に参加し、	【規　　律】
基礎的な学力を身につけ、	【学　　力】
認められているという実感をもった児童生徒	【自己有用感】

（5 ）道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

児童生徒が心を揺さぶられる教材や資料に出会い、「やさしさ」や「思いやり」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ防止につながると考えられます。

（6 ）体験活動の充実

児童生徒が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。

・自然の中での宿泊体験
・体験型環境学習
・伝統文化芸術体験

（７）保護者・地域住民への働きかけ

ＰＴＡの各種会議や保護者会、学区連絡協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ＨＰ、学校・学年だより等による啓発活動を積極的に行います。

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
・いじめ問題に対する基本的な考え方
・いじめの実態や指導方針等の情報提供
・いじめに関する通報、相談、連絡体制の整備

（８）関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職や生徒指導主任を中心に、日頃から学校や地域の状況についての情報交換が大切です。

①教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けます。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者、弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指します。

市町村教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。

保護者から学校を変更したい旨の申し出があれば、市町村教育委員会と十分に協議する必要があります。

②警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連

絡協議会等を開催し、相互に協力する体制を整えておくことが大切です。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポート センターに相談し、連携して対応する必要があります。児童生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要があります。

③地域関係機関との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の要因が考えられる場合には、市長部局（児童家庭課・社会福祉課）、民生委員や主任児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要があります。

（9 ）いじめの防止等のための教職員研修の充実

学校においては、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る必要があります。

・いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図るための研修
・様々なスキルや指導力を身につけるための研修
・いじめの認知能力を高めるための研修
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修
・事例研修
・インターネット を通じて行われるいじめに対する研修
・懲戒と体罰の正しい理解のために

学校教育法第1 1 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

懲戒・体罰とは

懲戒を加えることは認められているが、体罰は絶対に許されない

学校教育法第1 1 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例

（1 0 ）配慮を要する場合の組織的対応

学校として特に配慮が必要な場合には，教職員が個々の児童の特性を理解し情報を共有して学校全体で見守り，日常的に適切な支援を行う必要があります。

① 発達障害を含む，障害のある児童について，当該児童のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

① 海外から帰国した児童，外国人の児童，国際結婚の保護者をもつ児童は，言語や文化の差から，学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

③ 性同一障害や性的指向，性自認に係る児童について，教職員の正しい理解など，学校として必要な対応を周知する。

④ 東日本大震災に伴う災害によって避難している児童の心のケアを適切に行い，最新の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

⑤ 新型コロナウィルス感染者・濃厚接触者が家庭内にいる児童，また感染を経験した児

童に対しては正しい知識のもと適切に接することのできるよう周知理解に努める。

	学　校　行　事	いじめ問題に関する年間計画
4 月 5 月 6 月	・入学式 ・1 年生を迎える会 ・すみれ校外学習 ・5 年宿泊学習	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・ホームページ上へのいじめ防止基本方針の掲載 ・宿泊学習を通した豊かな人間関係を育むための活動　の実施（学級での話合い）・いのちを大切にするキャンペーンの実施 ・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施 ・起床就寝チェックカード の実施
7 月	・5 年宿泊学習 ・保護者面談	・宿泊学習を通した豊かな人間関係を育むための活動　の実施（学級での話合い） ・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施
8 月		・八街市教育講演会（職員研修）
9 月	・6 年修学旅行	・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施
10 月	・スポーツフェスティバル	・運動会を通した豊かな人間関係を育むための活動の　実施 ・生活アンケート の実施 ・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施
11 月	・2 年校外学習 ・4 年校外学習 ・3 年校外学習 ・6 年修学旅行 ・いじめ撲滅週間 ・オレンジシール運動 ・さわやかハート タイム ・教育相談週間	・校外学習を通した豊かな人間関係を育むための活動の実施（学級での話合い） ・八街教育の日月間における代表委員を中心に 【いじめゼロ宣言・いじめ撲滅キャンペーン】 ・人権週間【人権感覚・生命尊重を磨くためのプログラム実施】 ・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施
12 月	・1 年校外学習 ・保護者面談	・校外学習を通した豊かな人間関係を育むための活動の実施（学級での話合い） ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・いのちを大切にするキャンペーンの実施 ・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施
1 月		・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施
2 月	・学力検査	・いのちを大切にするキャンペーンの実施

		・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施
3 月	・6 年生を送る会 ・卒業式	・八街東小いじめに対する調査アンケート の実施 ・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理，作成

6　いじめ早期発見のための措置

（1 ）早期発見の基本について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

（2 ）日々の観察における早期発見の手立て

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5 W1 H （いつ、どこで、だれが、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにします。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくります。

（3 ）児童生徒のささいな変化に気づくために

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なことです。また、クラスの様子は学級日誌の記述からもうかがえます。個人ノート や生活ノート 等、教職員と児童生徒の間で交わされる日記等も活用しましょう。保健室の様子を聞くことも重要です。今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用していくことが大切です。

（4 ）定期的なアンケート 調査の実施

誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために「いじめに対する調査アンケート 」を実施します。

いじめアンケート を実施する目的は、過去の経験率を知ること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにあります。

（5 ）相談体制の整備

定期的な教育相談週間（6 月・1 1 月・2 月）を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施します。また、日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相

談）等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることも重要です。
　児童生徒から相談を受けながらも対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。
　　さらに、相談箱を設置したりすることも大切です。

7　早期対応（個別のいじめに対して講ずべき措置）

　いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

（1 ）いじめ対応の基本的な流れ

①いじめ情報（事態）発見 ・発見者→担任→学年主任→学年職員→生徒指導主任（全職員）→教頭→校長というルートで、速やかに報告する。 ・校長（通常は教頭）が次の采配を行う。 　ア：正確な実態把握　　イ：対処法　　ウ：人的配置（役割分担） 　エ：事情聴取の場所　　オ：対外機関への報告・通報
②事実の掌握（事情聴取） ・加害、被害生徒を個別に、別室で同時に聞き取りを始める。 （＊被害者が先でも良い） ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ＊自白のすべてが整合し、矛盾なく明らかになった時点で聴取を完了する。 ＊自白の途中で指導を入れない。
③指導体制、方針決定 ・いじめ対策委員会を招集する。 ・指導のねらいを明確にする。 　【被害生徒・保護者への対応】【加害生徒・保護者への対応】 ・すべての教職員の共通理解を図る。 ・対応する教職員の役割分担を行う。 ・いじめられた児童生徒を徹底して守るための対策 （登下校、休み時間、清掃時間、放課後） ・教育委員会、関係機関との連携を図る。 ＊生命または身体の安全が脅かされるような重大事態および学校だけでは

解決が困難な事案 いじめ対策委員会→教育委員会・警察へ連絡
④－1 被害生徒・保護者への対応 ・早期発見・即時対応・即日決着（家庭訪問）が原則。 ・学校は全面的に被害者側に立つ。 ・家庭訪問には次の内容で行う。 ア：謝罪と事実報告　　イ：言い分や要望をうかがう ウ：苦悩の解消に努める旨の申し出 （本件収束の手立て、再発防止策、進捗状況の報告、家庭との協力体制） ・今後の対応について ア：被害生徒が再登校できる環境づくり イ：加害生徒との関わり方 ウ：相談窓口の設置
④－2 加害生徒・保護者への対応 ・原則として、問題を発覚した即日に家庭訪問すること。 ・家庭訪問には次の内容で行う。 ア：謝罪と事実報告　＊学校でおきた問題は学校の責任の精神 イ：問題の意味の説諭 （本人にとって、相手の痛み、法的・社会的に） ウ：家庭の意向をうかがう エ：家庭と学校が協力して生徒の更正を支えること
⑤再発防止（今後の対応） ・継続的な見守り（被害者・加害者ともに） ・カウンセラー等の活用も含めた心のケア ・充実した学校生活への環境改善 ・学級が楽しく、結束する手立て ・学級活動の充実 （例：良い友人関係を育む、相手をほめる言葉、傷つける言葉　） ・魅力ある学校づくりの推進 （居場所づくり、絆づくり、学級指導の見直し、授業改善）

（２）ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、児童生徒のパソコンや携帯電話・スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が必要です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

（3）いじめの解決に向けたフローチャート

早期発見・早期対応

【いじめの調査と確認】

「いじめられた」と調査票に記入した児童と保護者から事情を直接確認し、
「いじめ」指導の対応にはいるかどうかを判断する。
○日常の児童の様子　○いじめアンケート（児童・保護者）○教育相談週間　○個人面談

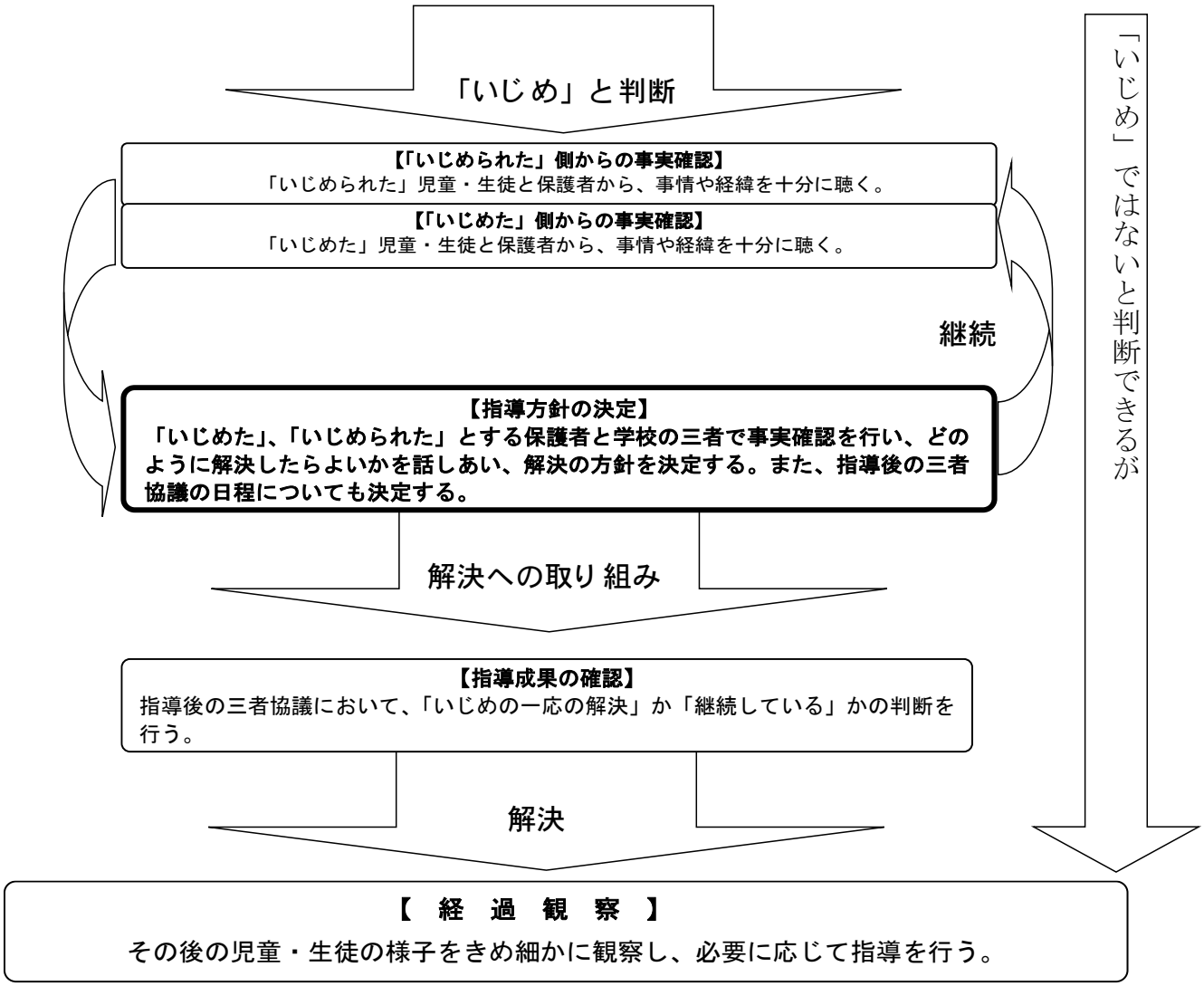
「いじめ」と判断
【「いじめられた」側からの事実確認】
「いじめられた」児童・生徒と保護者から、事情や経緯を十分に聴く。
【「いじめた」側からの事実確認】
「いじめた」児童・生徒と保護者から、事情や経緯を十分に聴く。
継続
【指導方針の決定】
「いじめた」、「いじめられた」とする保護者と学校の三者で事実確認を行い、どのように解決したらよいかを話しあい、解決の方針を決定する。また、指導後の三者協議の日程についても決定する。
解決への取り組み
【指導成果の確認】
指導後の三者協議において、「いじめの一応の解決」か「継続している」かの判断を行う。
解決
「いじめ」ではないと判断できるが
【 経 過 観 察 】
その後の児童・生徒の様子をきめ細かに観察し、必要に応じて指導を行う。

8　重大事態への対処

重大事態とは、
① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
・自殺を企図した場合、身体・金品等に重大な被害を負った場合
② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
・精神性疾患を発症した場合

重大事態の疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者（教育委員会）に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談します。

重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれませんが、重大事態の「疑い」があった場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったら、すぐに学校の設置者（教育委員会）に報告・相談します。

（1 ）事実関係を明確にするための調査

①発生した場合の連絡体制

・発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長
・校長（通常は教頭）→教育委員会→教育長→市長
＊順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応します。
＊一報後は、改めて、文書による報告書を提出します。
＊必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

②発生した場合の初動について

・「学校いじめ対策委員会」を招集し、調査にあたります。
・いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にします。
ア：いつ頃から　イ：誰から行われ　ウ：どのような態様であったか
エ：いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
オ：学校・教職員がどのように対応したか
・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とします。

（2 ）調査に関わるいじめを受けた児童生徒・保護者への必要な情報の提供

・調査の結果について、丁寧に説明します。
・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

9　学校評価

・年度毎にいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応をします。
・年度の反省により、学校いじめ防止基本方針の見直し規定を行います。